

兵庫県建築士会姫路支部規約

(名 称)

第1条 この会は兵庫県建築士会姫路支部（以下「この支部」という）と称する。

2 この支部の区域は姫路市及び神崎郡とする。

(事務所)

第2条 この支部は、事務所を姫路市三条町1丁目31番地におく。

(目 的)

第3条 この支部に属する会員の福祉の増進に寄与し、建築士の品位保持とその業務の進歩改善を図り、社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) この支部の目的を達成するために必要な事業
- (2) 兵庫県建築士会姫路支部として行う事業

(会員の所属)

第5条 この支部会員は、区域内に住所又は勤務先を有する建築士及び建築士法による登録の資格を有する者で、原則としてこの支部に属するものとする。

(会 費)

第6条 支部会費は、年額4,800円とする。

2 この支部会員は、会費をおさめる。

(役 員)

第7条 この支部に次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	3名以内
専務理事	1名
支部理事	若干名（内会計理事及び事務局長並びに青年部会長を置く事が出来る）
支部監事	2名

2 支部理事のうち若干名を支部常任理事とすることができる。

3 支部長は、公益社団法人兵庫県建築士会の理事に選出されなければならない。

(役員を選任等)

第8条 前条の役員は、この支部に属する正会員のうちから支部理事会の推薦を受け、支部総会で承認する。

2 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内、最終のものに関する支部総会の終結の時までとする。

3 役員は、再任を妨げない。

(役員職務)

第9条 支部理事は、支部理事会を構成し、この規約で定めるところにより執行する。

2 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総理する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは支部におけるその職務を代行する。

4 専務理事及び常任理事は支部の業務を分担執行する。

5 支部理事は、支部の会務を掌理する。

6 支部監事は、支部の会務及び経理を監査する。

(会 議)

- 第10条 支部総会は、この支部の会員をもって組織し、毎事業年度の終了した日から45日以内に開くものとし、支部長がこれを召集する。
- 2 支部長又は監事は、支部理事会の決議を経て、支部臨時総会を招集することができる。
 - 3 この規約で定められるもののほか、次に掲げる事項は支部総会の議決を得なければならない。
 - (1) 規約の制定及び変更
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 財産の設置及び処分
 - (5) この支部の解散及び清算
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、支部理事会で必要と認めた事項
 - 4 支部理事会は、全ての理事をもって構成し、支部長がこれを召集し、会務の執行に必要な事項を掌握する。
 - 5 会議の招集通知・議長・議決権・議事録の作成については、それぞれ公益社団法人兵庫県建築士会の会議に準ずる。
 - 6 支部総会の定足数及び決議については、この支部総会員の3分の1の会員が出席し、出席した当該この支部会員の過半数をもって行う。

(委員会、部会)

第11条 この支部は、事業を推進するため必要があるときは、委員会又は部会を設けることができる。

(会 計)

- 第12条 この支部の経費は、支部会費、支部等事業活動費、その他の収入をもって支弁する。
- 2 この支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌3月31日に終る。
 - 3 支部長は、毎事業年度の終了した日から45日以内に収支決算書、事業報告書、年度末現在における財産目録を作成し、支部総会に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規約は平成25年5月11日から施行する。